明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の附属書の一部の改正に関する件（外務三〇〇）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二
特殊法人等
独立行政法人国立青少年教育振興機構平成二十二事業年度財務諸表、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況関係　六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　六
会社その他
会社決算公告　八〇

告示

○外務省告示第三百号

昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書」の附属書の一部は、同議定書第六条の規定に従い、次のように改正され、これらの改正はそれぞれ次の記載する日に効力を生じた。

（平成十七年四月五日付け国際海事機関事務局長書簡（平成十七年一月一日効力発生分、附属書Ｂ附属書Ⅰ関係）、平成十七年七月十日付け同書簡（平成十七年七月十日効力発生分、附属書Ｂ附属書Ⅲ関係）、平成十九年六月二十三日付け同書簡（平成二十年七月一日効力発生分、附属書Ｂ附属書Ⅰ第二章及び第三章関係）及び平成二十三年六月九日付け同書簡（平成二十二年七月一日効力発生分、附属書Ｂ附属書Ⅰ第一章関係））

平成二十三年八月二十九日　外務大臣　松本　剛明

一　附属書Ｂ中、附属書Ⅰを次のように改める。（平成十七年一月一日、平成二十年七月一日及び平成二十二年七月一日効力発生）

附属書Ⅰ　満載喫水線を決定するための規則

第一章　総則

この規則は、貨物、バラスト等の性質及び積付けが、船舶の十分な復原性を確保し、かつ、過大な構造上の応力を回避するようなものであることを前提とする。

この規則は、また、船舶の復原性又は区画に関する国際的な要件がある場合には、その要件が満たされていることを前提とする。

第一規則　船舶の強さ及び非損傷時復原性

(1)　主管庁は、船舶の全般的な構造上の強さが指定フリーボードに対応する喫水に対して適当なものであることを確かめなければならない。

(2)　主管庁が認定した団体（船級協会を含む。）の定める要件又は第二―一規則の規定に基づく主管庁の適用可能な国内基準に従って設計され、建造され、かつ、維持されている船舶は、認められた基準の強さを備えるものと推定することができる。(1)及びこの(2)の規定は、この附属書に規定する全ての構造、設備及び取付け物であって強さ及び構造についての基準に関してこの附属書に明文の規定がないものについて適用する。

(3)　適合

(a)　二千十年七月一日前に建造された船舶については、主管庁の認める非損傷時復原性の基準に適合するものとする。

(b)　二千十年七月一日以後に建造された船舶については、少なくとも二千八年ＩＳコードＡ部の要件に適合するものとする。

第二規則　適用

(1)　機械推進装置を有する船舶又は独立の推進装置を有しないはしけその他の船舶については、第一規則から第四十規則までの規定に従ってフリーボードを指定する。

(2)　甲板積み木材貨物を運送する船舶については、(1)に定めるフリーボードのほかに、第四十一規則から第四十五規則までの規定に従って木材フリーボードを指定することができる。

(3)　帆装された船舶（帆が唯一の推進装置であるか補助の推進装置であるかを問わない。）及び引き船については、第一規則から第四十規則までの規定に従って計算されるフリーボードを指定する。主管庁は、このようにして計算されるフリーボードより大きいフリーボードを要求することができる。

(4)　木船、交造船、主管庁が使用を承認したその他の材料の船舶又はこの附属書の規定の適用を不合理若しくは実行不可能とするような構造上の特性を有する船舶については、主管庁が定めるところによりフリーボードを指定する。